

広島県告示第八百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、令和七年広島県告示第七百四十五号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年十月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画公園事業六・五・四五一号向島町運動公園

三 事業施行期間

令和六年七月二十九日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県尾道市向島町地内

使用の部分

なし